

## 第 17 号

## 平成26年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成26年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 26 年 9 月 25 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	74,400,000 <sup>円</sup>	11,160,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	7,440,000	1,116,000	15%	
		交通安全対策事業	425,000	42,500	10%	
		小 計	7,865,000	1,158,500	—	
	小松島市	道路局部改良事業	5,580,000	837,000	15%	
	阿南市	道路局部改良事業	27,900,000	4,185,000	15%	
		交通安全対策事業	425,000	42,500	10%	
		小 計	28,325,000	4,227,500	—	
吉野川市	道路局部改良事業	14,880,000	2,232,000	15%		
阿波市	道路局部改良事業	26,970,000	4,045,500	15%		

		美馬市	道路局部改良事業	53,010,000	7,951,500	15		
			交通安全対策事業	1,530,000	153,000	10		
			小計	54,540,000	8,104,500	—		
		三好市	道路局部改良事業	46,500,000	6,975,000	15		
		勝浦町	道路局部改良事業	6,510,000	976,500	15		
		上勝町	道路局部改良事業	7,440,000	1,116,000	15		
		佐那河内村	道路局部改良事業	7,440,000	1,116,000	15		
		石井町	道路局部改良事業	1,860,000	279,000	15		
		神山町	道路局部改良事業	23,250,000	3,487,500	15		
		那賀町	道路局部改良事業	25,110,000	3,766,500	15		
			交通安全対策事業	510,000	51,000	10		
			小計	25,620,000	3,817,500	—		
		牟岐町	道路局部改良事業	9,300,000	1,395,000	15		
		美波町	道路局部改良事業	9,300,000	1,395,000	15		
		海陽町	道路局部改良事業	9,300,000	1,395,000	15		
		松茂町	道路局部改良事業	1,860,000	279,000	15		
		板野町	道路局部改良事業	3,720,000	558,000	15		
交通安全対策事業	595,000		59,500	10				

		小計	4,315,000	617,500	—
	上板町	道路局部改良事業	6,510,000	976,500	15
		交通安全対策事業	255,000	25,500	10
		小計	6,765,000	1,002,000	—
	つるぎ町	道路局部改良事業	10,230,000	1,534,500	15
		交通安全対策事業	510,000	51,000	10
		小計	10,740,000	1,585,500	—
	東みよし町	道路局部改良事業	27,900,000	4,185,000	15

#### 提案理由

平成26年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。